

稻敷市と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により稻敷市と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に市からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、稻敷市からの要請により、本会の県南支部が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

記

○ 稲敷市との災害協定について

- 1 支援協力に関する協定締結日：平成31年1月31日
- 2 協定締結の状況

稻敷市役所において、筧信太郎市長と國井豊茨城県行政書士会会长が協定書に調印を行いました。

出席者 稲敷市側

筧信太郎市長、濱田正危機管理監、坪井正典危機管理課長 ほか

本会側 國井豊会長、石井徹県南支部長、竹内崇県南副支部長、

後藤太一県南副支部長、松田秀幸県南副支部長、塚本善和県南支部理事

○ 災害協定の主な内容

本会は、市の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 市への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために市が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県南支部を経由して行う。

○ 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体

(23市町村)

北茨城市（H24年7月）、水戸市（H26年5月）、行方市（H26年7月）

日立市（H26年8月）、東海村（H26年8月）、常陸太田市（H26年10月）

那珂市（H26年10月）、城里町（H27年4月）、つくば市（H27年7月）

潮来市（H27年11月）、龍ヶ崎市（H27年11月）、鉾田市（H27年12月）

神栖市（H27年12月）、鹿嶋市（H28年1月）、かすみがうら市（H28年2月）

笠間市（H28年2月）、境町（H28年9月）、守谷市（H28年11月）

牛久市（H29年4月）、常総市（H29年4月）、利根町（H30年3月）

下妻市（H30年7月）、つくばみらい市（H30年8月）



平成31年2月4日 茨城新聞掲載



災害協定締結

災害時における支援協力に関する協定書

(相談者の負担)
第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

福島市（以下「甲」という。）と、茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に關し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福島市で地震、暴風、洪水、大規模災害及びその他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に福島市災害対策本部を設置し、かつ、福島市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときには、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び同法第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

(1) 乙による被災者支援相談窓口の開設

(2) 甲への乙の会員の派遣

(3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、行政書士業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、該当要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平常時から連絡調整に努めるものとする。

4 前各項の手続及び連絡調整については、原則として乙の県南支部を経由して行うものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

福島県
行政書士会
印

平成31年1月31日

甲 福島市大塚1570番地1

福島市長

乙 水戸市笠原町978番25
茨城県行政書士会
平成31年1月31日

茨城県
行政書士会
印

会長

阿見町と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により阿見町と締結いたしました。これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に町からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。

今回の協力協定は、災害が発生した場合に、阿見町からの要請により、本会の県南支部が窓口となり、茨城県行政書士会が被災者支援を実施しようとするものです。

記

○ 阿見町との災害協定について

- 1 支援協力に関する協定締結日： 平成31年2月12日
- 2 協定締結の状況

阿見町役場において、千葉 繁町長と國井豊茨城県行政書士会会长が協定書に調印を行いました。

出席者 阿見町側

千葉 繁町長、吉田憲市町議会議長、大塚芳夫町民生活部長、

白石幸也防災危機管理課長、押切俊樹防災危機管理課危機管理監 ほか

本会側 國井 豊会長、渡邊律三副会長、石井 徹県南支部長、竹内 崇県南副支部長、後藤太一県南副支部長

○ 災害協定の主な内容

本会は、町の要請により無償で次の業務を行う。

- ① 被災者支援相談窓口の開設
- ② 町への本会会員の派遣
- ③ その他、被災者支援のために町が必要とする事業への協力
- ④ 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県南支部を経由して行う。

○ 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体 (24市町村)

北茨城市 (H24年7月)、水戸市 (H26年5月)、行方市 (H26年7月)

日立市 (H26年8月)、東海村 (H26年8月)、常陸太田市 (H26年10月)

那珂市 (H26年10月)、城里町 (H27年4月)、つくば市 (H27年7月)

潮来市 (H27年11月)、龍ヶ崎市 (H27年11月)、鉾田市 (H27年12月)

神栖市 (H27年12月)、鹿嶋市 (H28年1月)、かすみがうら市 (H28年2月)

笠間市 (H28年2月)、境町 (H28年9月)、守谷市 (H28年11月)

牛久市 (H29年4月)、常総市 (H29年4月)、利根町 (H30年3月)

下妻市 (H30年7月)、つくばみらい市 (H30年8月)、稲敷市 (平成31年1月)



平成31年3月1日 茨城新聞掲載



災害協定締結

災害時における支援協力に関する協定書

(相談者の負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

阿見町（以下「甲」という。）と、茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時に
おける支援協力に關し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、阿見町において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災
害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」と
いう。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に阿見町災害対策本部を設置し、かつ、阿見町内に災害救助法（昭和
22年法律第1.1.8号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときには、
乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の申請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年
法律第4号）第1条の2及び同法第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要と
なる次の各号に掲げる業務とする。

（1）乙による被災者支援相談窓口の開設

（2）甲への乙の会員の派遣

（3）その他甲が必要と認める業務

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、行政書士業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるもの
とする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文
書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平常時から連
絡調整に努めるものとする。

4 前各項の手続及び連絡調整については、原則として乙の県南支部を経由して行うものと
する。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものと
する。

(報告)

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められ
たときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵
守すべき守秘義務に反しないものとする。

(災害の補償)

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかか
り、又は死亡した場合には、甲は責任を負わない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の
うえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、
協定期間満了の1箇月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限
り、有効期間満了の日の翌日から1年間同一の条件をもつて更新するものとし、その後も
同様の取扱いとする。

2 前項の規定にかかるわざ、甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、合意のうえ、
この協定を終了させることができる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成31年2月12日

甲 茨城県稻敷郡阿見町中央一丁目1番1号
阿見町長

乙 水戸市笠原町9-7-8番地25 茨城県開発公社ビル5階
茨城県行政書士会
会長

阿見町長

茨城県行政書士会
会長